

河川維持業務（水草運搬・処分）特記仕様書

（仕様書の適用）

第1条 本業務は、本仕様書に基づき実施しなければならない。なお、本仕様書に定めのない事項については、次の各共通仕様書に基づき実施しなければならない。

- ・徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月
- ・機械工事共通仕様書（案）（国土交通省大臣官房技術調査課施工企画室）
- ・電気通信設備工事共通仕様書（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）

2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものを適用するものとする。なお、業務途中で改定された場合は、この限りでない。

（現場責任者）

第2条 受注者は、公共施設維持管理業務（除草・せん定等）委託（請負型）契約書第6条第1項に基づき、「現場責任者届」を提出する際に次のものを添付しなければならない。

- （1） 現場責任者と受注者との直接的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を添付すること。

＜直接的な雇用関係＞

現場責任者と所属業者との間に雇用に関する一定の権利義務関係が存在することであり、在籍出向者や派遣社員は含まない。

- （2） 資格が、建設業法第7条第2号ハ及び第15条第2号イ、ハに該当するものは技術者取得資格証明書の写しを、建設業法第7条第2号イ、ロ及び第15条第2号ロに該当するものは実務経験証明書を添付すること。

（業務工程表）

第3条 受注者は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内（ただし、14日以内に現場作業を開始する場合は、作業開始の前日まで）に、設計図書に基づいて業務工程表を所定の様式により作成し、監督員に提出しなければならない。

2 受注者は、契約変更時の残期間が30日未満となる場合、工程に影響がない軽微な数量の増減となる場合の変更工程表について、監督員への提出を省略することができる。ただし、監督員から提出の指示がある場合については、省略することができない。

（熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行）

第4条 本業務は、日最高気温が30℃以上の真夏日の日数に応じて現場管理費の補正を行う試行工事であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領（以下「試行要領」という。）」を適用する。

2 施工箇所点在型の場合、点在する箇所毎に日最高気温が30℃以上の真夏日の日数に応じて補正を行うことができるものとする。

3 夜間工事の場合、作業時間帯の最高気温が30℃以上の真夏日を対象に補正を行うことができ

るものとする。

- 4 試行にあたり、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行うものとする。

なお、計測方法は最寄りの気象庁公表の気象観測所の気温（日最高気温 30℃以上対象）または環境省公表の観測地点の暑さ指数（WBGT）（日最高 WBGT25℃以上対象）を用いることとする。

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領

徳島県 HP：

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601>

（資材価格高騰に対する特例措置）

第5条 本業務は、資材価格高騰に対する特例措置の対象工事である。

- 2 本業務は、当初契約締結後において、設計単価の適用年月を、積算月から契約月へ変更するものとする。

（業務中の安全確保）

第6条 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術調査課長、令和6年3月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）を参考にして、常に業務の安全に留意し、現場管理を行い、災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は、当該業務の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。

- 2 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第496号、令和元年9月2日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。
- 3 受注者は、維持業務に使用する建設機械の設定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合は、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械があるときは、監督員の承諾を得て、それを使用することができる。
- 4 受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの荷台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。
- 5 受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置）付きの車両を原則使用しなければならない。ただし、監督員との協議により、上空施設への接触事故防止装置付きのトラック（クレーン装置付）を使用できないことが認められた場合は、この限りでない。
- 6 受注者は、業務現場付近における事故防止のために一般の立ち入りを禁止する場合は、その区域に、柵、立ち入り禁止の表示板等を設けなければならない。
- 7 受注者は、業務期間中、安全巡視を行い、業務区域及びその周辺の安全を確保しなければならない。
- 8 受注者は、業務着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上時間を割り当て、次の各号から実施する内容を選択し、作業月において安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。

（1）安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育

- (2) 本業務内容等の周知徹底
 - (3) 業務安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
 - (4) 当該業務における災害対策訓練
 - (5) 「造園安全衛生管理の手引き」(一般社団法人日本造園建設業協会)、「造園工事業の安全作業手順」、「造園工事者のための危険性・有害性等の調査標準モデル」(建設業労働災害防止協会)の周知徹底
 - (6) 当該業務現場で予想される事故対策
 - (7) その他、安全・訓練等として必要な事項
- 9 受注者は、業務着手前に業務の内容に応じた安全教育、安全訓練等の具体的な実施計画を作成しなければならない。また、監督員が特に指示する場合には、監督員に提出しなければならない。
- 10 受注者は、安全教育、安全訓練等の実施状況について、「安全訓練等実施報告書(徳島県土木工事主要提出書類)」により、監督員に提出しなければならない。
- 11 受注者は、災害発生時においては、第三者、作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急措置を講じるとともに、直ちに監督員及び関係機関に通知しなければならない。

(事故報告書)

第7条 受注者は、業務の履行中に事故が発生した場合には、徳島県の「土木・建築施設の建設工事等に係る事故対応マニュアル(受注者用)」に基づき直ちに監督員に通報する。また、建設工事事故データベースシステムの登録対象となる事故の場合、監督員が指示する期日までに、事故報告様式を提出し、建設工事事故データベースシステムに、事故に関する情報を登録しなければならない。

(諸法令の遵守)

第8条 受注者は、当該業務に関する諸法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用・運用は受注者の責任において行わなければならない。

(地域住民等への対応)

- 第9条 受注者は、業務の実施に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- 2 受注者は、地元関係者等から業務の履行に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決に当たらなければならない。
- 3 受注者は、業務の履行上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。また、交渉に先立ち、監督員に連絡の上、これらの交渉に誠意をもって対応しなければならない。

（業務内容）

第10条 本業務は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、廃掃法という。）」及び関係法令に基づき、発生したホテイアオイやナガエツルノゲイトウといった特定外来種の水草等（以下、「水草等」という。）を適正に処理することを目的とし、別途業務で集積した水草等を運搬し、適切に処分する。

（1）水草運搬

- ・水草運搬は、水密処理を行ったダンプトラックで行うことを標準とし、運搬する水草等が飛散・流出しないようにしなければならない。
- ・搬出先は、一般廃棄物許可処分場（廃掃法第7条第6項一般廃棄物の処分業の許可を受けている箇所）又は指定再生利用場（廃掃法施行規則第2条の3第2項に基づく一般廃棄物の再生利用業の指定を受けている箇所）（以下、「処分場等」という。）とする。
- ・搬出・処分に先立ち、「一般廃棄物処理計画書」を提出し監督員の承諾を得ることとする。

（2）水草処分

- ・処分場等での処分が完了した場合には、「引き渡し調書（徳島県土木工事主要提出書類）」及び、処分場等が発行する一般廃棄物引受書又は計量表の写しを監督員に提出しなければならない。
- ・処分費用は実績数量により変更契約を行うことができる。

2 緊急時（大雨による洪水等）の流出防止等の対策処置については、監督員と協議し、指示を受けることとする。

3 水草等以外の廃棄物（以下、「廃棄物等」という。）の処理が発生した場合は、監督員と協議の上、運搬及び処分を行うものとする。廃棄物等の運搬及び処分において、前2項の規定を準用するが、水密処理については、不要とする。

（一般廃棄物運搬・処分業許可及び再生利用業指定の保有）

第11条 受注者は、本業務の履行にあたり、次の資格のいずれかを有するものとし、業務着手前にその資格を証する書面の写しを監督員に提出するものとする。

- ・廃掃法第7条第1項に基づく一般廃棄物の収集運搬業の許可
- ・廃掃法施行規則第2条第2項に基づく一般廃棄物の再生利用業の指定

2 前項の規定は業務期間中において、許可及び指定事項に変更があった場合に準用する。

3 第1項の許可又は指定の発行監督庁は徳島市とする。

4 第1項の許可又は指定の取扱廃棄物の種類は、次のとおりとする。

- ・水草（ホテイアオイ等）
- ・木くず
- ・その他、本業務の履行に必要な種類

（委託の検査）

第18条 受注者は、業務を完了したときは、業務完了報告書に業務の内容に応じて次の関係書類を添えて発注者に提出するものとする。

なお、業務の完了を監督員が確認するまで、業務完了報告書を提出することができない。

- (1) 現場責任者届、工程表
- (2) 作業記録
- (3) 記録写真
- (4) 打合せ簿
- (5) 安全訓練等の記録
- (6) 各種申請書・許可証、契約書(写)
- (7) その他監督員が必要と認めた書類

2 報告書は、A4版印刷物で作成するものとする。また、報告書一式の電子データをウイルスチェック済みのCD-R等の電子媒体で2部作成するものとする。

(法定外の労災保険の付保)

第19条 本業務において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

(様式1)

令和 年 月 日

(発注者) 殿

受注者 住所
氏名

現場責任者届

業務名

上記業務の現場責任者を次の者に定めましたので、お届けします。

氏 名 (生年月日)	(. . 生)	現場責任者の 顔写真を貼付
取 得 資 格 等 (取得資格があれば)		

※1 現場責任者と請負者との直接的な雇用関係が確認できるもの(健康保険証の写し等)を添付すること。

＜直接的な雇用関係＞

現場責任者と所属建設業者との間に雇用に関する一定の権利義務関係が存在することであり、在籍出向者や派遣社員は含めない。

※2 取得資格等がある場合は、以下の(1)、(2)について記入及び添付をすること。

(1) 取得資格等の欄には、建設業法第7条第2号イ、ロ、ハ及び第15条第2号イ、ロ、ハのうち該当するものを記入すること。

(2) 資格が、建設業法第7条第2号ハ及び第15条第2号イ、ハに該当するものは技術者取得資格証明書の写しを、建設業法第7条2号イ、ロ及び第15条第2号ロに該当するものは実務経験証明書を添付すること。

一般廃棄物処理計画書

(発注者) 殿

受注者 住所
氏名

1. 業 務 名
2. 路 線 名 等
3. 業 務 箇 所
4. 処 分 計 画 次のとおり

廃棄物の処分方法		
運搬に係る件	運搬業者	元請 ・ 下請 (いずれかに○)
	下請時 下請業者名 電話番号 運搬収集 許可番号	廃掃法第7条第1項 一般廃棄物の収集運搬業の許可 又は 廃掃法施行規則第2条第2項 一般廃棄物の再生利用業の指定 ※1
処分地に係る件	受入先 ※2	
	管理者 氏名 住所 電話	
	遵守すべき関係法令 に対する許可	廃掃法第7条第6項 一般廃棄物の処分業の許可 又は 廃掃法施行規則第2条の3第2項 一般廃棄物の再生利用業の 指定 ※1

※1：許可証、指定証を添付すること

※2：現場と処分地の関係が分かる図面を添付すること。